

香南市補助金適正化基本方針

令和 8 年 3 月

香南市

はじめに

補助金とは、地方自治法第 232 条 の 2 において、「その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされており、地方公共団体が公益上の必要性を認めた場合に、当該補助事業者に対し交付できるものである。補助金を交付する際は、公金であることを鑑み、地方自治体はその行政目的を達成するうえで、他の手法と比較して最も効率的な手法であることが前提となるものである。

また、本市において交付する補助金は「香南市補助金交付規則（平成 18 年香南市規則第 45 号）」を原則に、公益性のある事業、または、市政の発展や市の施策推進に寄与する事業に対し各補助金の交付目的に従って交付を行っているところである。

これまでもこうした原則に則り、補助金事業を行ってきたものの、補助率等の見直しが長期間未実施であるものや補助対象経費に対する考え方が統一されていない状態が課題となっている。また、令和 7 年度策定の「第三次香南市行政改革大綱」において、補助金の適正化や見直しは、持続可能な財政運営を推進するための重点項目としている。この基本方針はそういった背景から、中長期的・統一的な観点に基づく補助金の基本的な指針を示し、市全体で市単独補助金交付の適正化を目指すための方針である。

1. 基本的な考え方

（1）わかりやすく、使いやすい補助金を目指すこと

補助金交付規則および各補助金の個別要綱は、その内容が一般に公開されるものであり、広く認識、理解を得られるものでなくてはならない。文言や交付手順など補助事業者・行政間の認識にずれが生じないように分かりやすい文言・表現を心がけ、要綱に反映させるよう努める。

また事務処理においても、事業費の割り出しに複雑な計算が求められるなど、煩雑な取り扱いとなっている場合や、交付額の誤算定につながる可能性がある場合には、費目ごとの補助額を定額にするなど補助事業者に極端な不利益とならない範囲で、定期的な見直しを行う必要がある。

（2）実効性と必要性の検証を行うこと

補助金の役割は市政の発展等に寄与する事業を支援するだけでなく、その援助により事業の更なる発展や補助事業者の自立運営を促すことが理想であるべきだが、補助の長期化にともない補助事業者の固定化や補助額等の見直しが長期間にわたってなされていない傾向が見受けられる。

地方自治法には「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されており、補助金の執行にあたっては、補助額に見合う効果が認められることが必要である。

そのため、補助金交付により事業実施が可能になった、さらに有効性のある事業設計が可能となったなど補助金によりプラスの効果があったか、実効性を確認する必要がある。反対に、補助金が事業維持のための補填の役割となっていたり、あらかじめ実施することが決定していた事業の追加財源としてのみ扱われていたりするようであれば、その実効性は低く補助事業者の自助努力を促す働きかけが必要である。

必要性の検証については、実効性の有無を鑑みながら行うが、継続自体が補助の目的達成や趣旨に沿ったものである場合も踏まえ、さまざまな観点から検証を行うべきである。市民ニーズがあるか、適切な行政・民間の役割分担となっているか、などの観点から常に行政が補助する必要性を検証しなくてはならない。

継続自体が補助の目的達成となるなど、実効性は低いが、必要性が高いため継続が望ましい場合などは、委託や負担金などで交付することを検討すべきである。また、今後の事業展開などを視野に入れながら、補助事業者とも協議のうえ、補助の休止もしくは廃止を検討することも必要である。

(3) 適正な金額を交付すること

適正な補助額の審査は、補助率や割合に則っているかだけでなく、真に適正な補助額となっているか、さまざまな観点から審査するべきである。また、数年にわたり継続的な補助を行っている場合は、過去の実績を参考に、補助事業者の持つ余剰資金等を鑑みながら、補助率や補助額の定期的な見直しが必要である。

また、近隣自治体に類似する補助金等がある場合は、補助額や補助率の考え方などを参考に、本市の補助金が妥当な額や率で設定ができているか、判断の一助とすることも有用である。

2. 補助金の分類

適正な終期設定や補助率等の設定を行うため、市単独補助金を以下の5種の性質で分類する。複数の性質を持つ場合も、主となる性質を決め、見直しの目安として扱うこととする。

(1) 運営費補助

- ▶ 公益性のある団体等の人件費等運営自体に係る経費を補助するもの
- ▶ 公益性のある団体等に対して、その運営に必要な事業の実施経費を補助するもの

(2) 市政推進事業費補助

- ▶ 個人・団体等が行う事業の中で、行政サービスを補完または代替する性質が強いものに対し必要な経費を補助するもの
- ▶ 市の施策を推進するための事業をより効果的・効率的に実施するために、実行委員会等を設置し、その事業費や運営に係る経費を補助するもの

(3) 防災・安全事業費補助

- ▶ 生命もしくは財産の安全の確保、または防災を目的とした事業に対し補助するもの

(4) 普及促進事業費補助

- ▶ 市の施策や事業の推進を目的に、指定した物品の購入など特定の事業を実施することに対し補助するもの
- ▶ 地域振興や産業振興などを目的に、限定的な期間において行う事業に対し補助するもの

(5) 奨励事業費補助

- ▶ 団体等が行う事業や活動で、市が公益性を認め奨励する場合に補助するもの
- ▶ 恒常的に行うことが見込まれるイベント等開催の援助として補助するもの

3. 適正化に向けた取組

(1) 終期設定と見直し年数の設定

補助金の実効性を高めるとともに、社会情勢等に対応するため、補助金の分類ごとに定めた以下の終期（補助期間）を設定し、終期が到来した時点で廃止とする。ただし、評価の結果、継続することが妥当とされたものは、この限りでない。

- **2(2)市政推進事業費補助／2(5)奨励事業費補助**…終期設定なし
補助額や率など定期的に見直しを行う必要があるため、見直し年数を定めること。ただし、定めた見直し年数が経過していなくても、実績や事業内容を踏まえ見直しが必要な場合には随時見直しを行うこと。
- **2(1)運営費補助／2(3)防災・安全事業費補助**…5年以内
- **2(4)普及促進事業費補助**…3年以内

終期や見直しの時期を迎えるなど、補助金の継続においてその効果や必要性を検証する際には以下の点に留意すること。

- ① 補助金の統合…目的や内容が類似・重複する補助金や同一団体へ恒常的に交付している補助金については、手続きの簡素化、行政事務の効率化の観点から、整理・統合できないか積極的に検討すること。
- ② 公平性の確保…複数の補助事業者が見込まれる補助金については、補助事業者が限定されている、同規模・同様事業でも補助事業者によって根拠なく補助額が違う、など、特定の補助事業者のみ恩恵を受けているといったことがないか、公平性の検証と確保を行うこと。
- ③ 現状の課題解決…現在の問題点・課題点を整理し、事務処理の見直しや要綱改正で解決できる点はないか、前例にとらわれることなく柔軟な対応策を検討すること。
- ④ 補助率等の見直しと実効性の検証…補助金交付の目的と目標達成度合いおよび実績額などを勘案し、補助率や額が適正か検証すること。継続理由や実効性など、その根拠となる実績は極力数値等による見える化を行い、広く一般に説明できるよう明確にすること。

(2) 補助率等の適正化

補助事業の実施主体は補助事業者であることや、事業内容が多岐に渡ることから、補助金の分類ごとに原則となる補助率を定める。ただし、市長が認める事業においてはこの限りではないが、原則となる補助率を超えて補助を行う場合には上限額を設け、補助率を設定しない場合は補助単価を明確に規定すること。

また、補助率や単価、上限額については、原則となる補助率の範囲内外に関わらず、広く一般に説明できるように根拠理由を整理し、明確化すること。

<原則となる補助率>

- 2(1) 運営費補助…補助対象と認められた事業費の積算を基に協議のうえ決定
- 2(2) 市政推進事業費補助 / 2(5) 奨励事業費補助…10/10 以内
- 2(3) 防災・安全事業費補助…8/10 以内
- 2(4) 普及促進事業費補助…5/10 以内

(3) 補助対象経費の明確化

対象経費を需用費、役務費等、費目ごとに個別要綱で定めているものの中で、費目内に細分化した対象経費がある場合には、補助事業者の説明ができるよう明確化を行い、要綱の改正を視野に入れた周知を徹底すること。また、要綱に記載する対象経費は市の予算上の科目名称にとらわれることなく、消耗品費、宿泊費など、補助事業者にわかりやすいよう明示をすること。

(4) 自立運営の促進と財務状況等の把握・検証

① 財源充当の優先順位

補助金の交付は、実施に際し金銭的な援助が必要な事業に対し交付されるものであり、補助金への依存により補助事業者の自立運営を妨げるものであってはならない。そのため、補助対象者の自助努力を以ってしても、なお不足する部分を補助するという必要最小限の原則に基づき行われるべきである。補助金以外に財源がある事業に関しては、優先的に自主財源を事業費に充当すること。

② 余剰資金の取り扱い

複数年にわたり十分な繰越金や内部留保（積立金等）などの余剰資金を有していると認められる場合もしくは前年繰越金に比べその額が2割以上増加している場合は、合理的な理由がない限り、補助金等の引き下げを行う。

次年度の補助金交付までに発生する経費分を確保する必要があるなど、余剰資金が必要な場合には、その額と根拠を明確にすること。

また、補助事業者が保持する余剰資金を把握するため、収支予算（決算）書には補助事業費（補助対象経費）のすべてを記載するよう補助事業者への周知を行うこと。

補助事業費（補助対象経費）のイメージ

経費	実績額	補助金充当額	備考
消耗品費	50,000	50,000	補助事業費
機械・土地賃借料	250,000	250,000	
警備委託料	100,000	0	
報償費	80,000	0	
チラシ印刷費	30,000	30,000	
電気代	4,500	0	
慰労会費用	90,000	0	対象外経費
合計	614,500	330,000	

総事業費

総事業費…要綱等に定められた目的を達成するために行う事業全体にかかる費用。

補助事業費（補助対象経費）…補助金を充当する、しないに関わらず、要綱等に定められた対象経費に当てはまるものすべて。

現在は補助金を充当する分の経費だけ予算（決算）書に抜粋して記載しているケースもあるが、今後は**充当外経費も記載が必要である**。

(5) 双方代理の許諾

民法第 108 条「自己契約及び双方代理」によりその行為については禁止されているところであるが、ただし書きにおいて本人（=自治体においては議会）があらかじめ許諾した行為についてはこの限りでないとしている。

このことから、双方代理にあたる補助事業については、予算編成時に予算説明名称に団体名を括弧書きで追記し、さらに予算審査特別委員会等で説明を行うことで、議会から許諾を得るものとする。

また、年度途中にやむを得ず双方代理にあたる事業が発生した場合には、決算審査にて議会から追認を得るものとする。これは、決算認定の議決がされた場合には追認があったと認める最高裁の判例に倣い行うものである。

4. 既存補助金の具体的な見直し手順

(1) 補助金の分類分け

現在ある補助金を「2.補助金の分類」で示した5つの分類のいずれかに割り振る。割り振りに関しては、「3.適正化に向けた取組」で定めた終期や原則となる補助率を参考には行わず、「2.補助金の分類」で示した性質と照らし合わせ行うこと。

(2) 実効性と必要性の検証

過去3年～5年の実績を踏まえ、補助目的の達成度合いや事業維持以外の効果があったか、などの観点から、補助金見直しシートを用いて実効性と必要性の検証を行う。検証のうえ、各補助金を継続・休止・廃止のいずれかに分類する。

(3) 終期と見直し年数を設定する

手順(2)において継続となった補助金は「3.適正化に向けた取組」で示した終期に基づき、終期の基本年数を設定する。ただし、担当課内で一斉に複数の補助金が終期を迎えると、作業量の多さから検証作業が適正に行えなくなる可能性がある場合は、最初の終期設定に係る要綱改正は令和9年度～11年度の間分散して行う。

(4) 補助率と補助額の見直し

「2.適正化に向けた取り組み」で示した原則となる補助率を参考に、補助率および単価等の補助額を設定する。設定した補助率と補助額については根拠理由を整理し、原則となる補助率を超える設定を行った場合には上限額を設けること。

また、運営費補助など恒常的に行う補助は、余剰金額や補助事業者の自主財源の有無などを加味したうえで補助額や率を定めること。イベント事業費補助金など同一補助金で複数の補助事業への補助がある場合は、補助事業ごとに補助額等の見直しを行うこと。

●激変緩和措置について●

団体への恒常的な補助で、補助率等の見直しにより著しく補助額が下がるなど、急激な変化で事業実施や団体運営に影響を与えると判断できる場合は、最長2年間にわたる激変緩和措置を行い、その内容を要綱に追記する。

例) 現在の補助率：8/10 新たに定めた補助率：5/10

1年目：7/10 → 2年目：6/10 → 3年目：5/10

3年目には新たに定めた補助率とすること

(5) 補助金評価の確定、要綱改正

企画財政課・各補助金担当課で協議を行い、(1)～(4)の手順で設定した内容の精査を行う。次に、行財政改革推進本部ヒアリング部会において、各補助金の評価を行う。

評価の結果、要綱改正が必要な場合は要綱改正を行う。また、廃止となった補助金に関しては要綱の廃止を行うこと。休止となった補助金は、いつまで休止対応をとるのかを定め、要綱に終期を追記すること。終期を迎えても再開が見受けられない場合には廃止とする。